

訪問看護ステーション シェーネアルト

## 運営規程



金沢市馬替2丁目8番地1

株式会社 シェーネアルト

代表取締役 高澤 タマエ

# 訪問看護ステーションみなみ運営規程

金沢市馬替 2 丁目 8 番地 1

株式会社 シェーネアルト

代表取締役 高澤 タマエ

## 第 1 章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第 1 条 株式会社シェーネアルトが開設する訪問看護ステーションシェーネアルト（以下「事業所」とい）が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士又は作業療法士（以下「看護師等」という。）が、要介護状態にあり、かかりつけの医師（以下「主治医」という。）が指定訪問看護を必要とみとめた高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。
- 2 指定訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は要介護者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
  - 3 事業の実施に当たっては、市町、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
  - 4 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る主治医および居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
  - 5 前 4 項のほか、「金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 17 日金沢市条例第 46 号）」その他関

係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 訪問看護ステーションシェーネアルト
- 二 所在地 金沢市馬替2丁目124番地1

## 第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者(看護師) 1名(兼務)  
管理者は、事業所の従業員の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該訪問看護ステーションの規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 二 看護職員 常勤換算で2.5以上  
看護職員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。
- 三 理学療法士又は作業療法士 1名  
理学療法士等は医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、リハビリテーション

を中心としたサービスの提供に当たる。

- 四 事務職員 0.5名  
事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

## 第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日  
月曜日から金曜日とする。(土、日曜日、祝日、年末年始12/30-1/3は除く)
- 二 営業時間  
午前9時から午後5時までとする。
- 三 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

## 第4章 指定訪問看護の事業の内容、提供方法及び利用料その他の費用の額

(事業の内容)

第6条

- ①病状・障害の観察・健康管理
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事及び排泄等日常生活の世話
- ④床ずれの予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症患者の看護

- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置
- ⑪家族等介護者の支援
- ⑫保健・福祉サービス等の活用支援

(指定訪問看護の提供方法)

第7条 指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行ったうえで同意を得る。また、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護を提供する。

- 2 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業所への連絡その他の必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第8条 指定訪問看護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(提供拒否の禁止)

第9条 正当な理由なく指定訪問看護の提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対して適切な指定訪問看護の提供が困難と認めた場合は、他の指定訪問看護事業者の紹介など、必要な措置を講じる。

(受給資格等の確認)

第10条 指定訪問看護の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無、介護報酬の自己負担の割合、要介護認定等の有効期間等を確認する。

- 2 前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に考慮して指定訪問看護を提供する。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 事業者は、指定訪問看護の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者には、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。

- 2 事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(法定代理受領サービス提供を受けるための援助)

第12条 指定訪問看護の提供の開始に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないとき（介護保険法第41条第6項及び介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないとき）は、当該利用申込者又は家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第13条 指定訪問看護の提供に当たっては、主治医との密接な連携及び次条第1項に規定する訪問看護計画に基づき、利用者が日常生活を営むものに必要な援助を行う。

- 2 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明する。
- 3 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行う。
- 4 常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)

第14条 看護師等は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成し、サービス内容等への利用者の意志を反映するために、利用者又はその家族にその内容等を説明し、同意を得る。また、当該訪問看護計画書を利用者に交付する。

- 2 前項の訪問看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該訪問看護計画書が居宅サービス計画に沿ったものであるかを確認し、必要に応じて変更する。

- 3 看護師等は訪問日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載した訪問看護報告書と前項の訪問看護計画書を作成し主治医に定期的に提出する。

(指定訪問看護の利用料等)

第15条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額の各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 第18条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一 通常の事業の実施地域を越えた地点から5キロメートル未満 200円
- 二 通常の事業の実施地域を越えた地点から5キロメートル以上の場合  
1キロメートルにつき 40円

- 3 死後の処置料及びキャンセル料は、実費を徴収する。
- 4 第1項、第2項及び第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受け、ることとする。
- 5 第1項の利用料の支払いを受ける場合、提供したサービス内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(サービスの提供の記録)

第16条 事業者は、指定訪問看護を提供する際には、当該指定訪問看護の提供日及び内容、法定代理受領サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(キャンセル料)

第17条 指定訪問看護計画を事前の申し出なく当日中止された場合は、原則として当日の利用料金の半額を実費で請求できるものとする。但し、急な病変、緊急入院など特別な場合はこの限りではない。

## 第5章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第18条 通常の事業の実施地域は、金沢市、野々市市、白山市とする。

## 第6章 緊急時の対応

(緊急時等における対応方法)

第19条 看護師等は、指定訪問看護の実施中に利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い指示を求めるなどの措置を講じるとともに、管理者に報告する。

- 2 緊急訪問においては、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制をとり計画的に訪問する事となっていない緊急訪問を必要に応じて行う。

## 第7章 その他の運営に関する重要事項

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第20条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、看護職員に、その他の従業者に周知徹底を図る事。
- 二 事業所に虐待の防止のための指針を整備する事。
- 三 事業所において、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(利用者に関する市町への通知)

第21条 事業者は、利用者が正当な理由なく指定訪問看護の利用に関して指示に従わず要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町に対して通知する。

(勤務体制の確保)

第22条 事業者は、利用者に対して、適切な指定訪問看護を提供できるよう、看護師等の勤務体制を定める。

- 2 看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設ける。
  - 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - 二 継続研修 年1回以上外部の研修に参加する。

(衛生管理)

第23条 事業者は、看護師等の清潔保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。

- 2 事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。

(秘密保持・個人情報の保護)

第24条 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

また、事業者は、事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。
- 3 事業者は、従業者であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 25 条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

(苦情処理)

第 26 条 事業者は、提供した指定訪問看護に対する利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、相談窓口の設置等、必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を苦情処理台帳に記録する。
- 3 事業者は、自ら提供した指定訪問看護に関して、介護保険法第 23 条の規定により市町が行う文書などの提出や提示の求め、当該市町の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町が行う調査にも協力する。市町から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。
- 4 事業者は、市町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町に報告する。
- 5 事業者は、指定訪問看護に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第 176 条第 1 項第 3 号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した指定訪問看護に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(人権の擁護及び虐待防止のための措置)

第 27 条 事業者は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- ア 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- イ 成年後見制度の利用支援
- ウ 苦情解決体制の整備
- エ 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- オ その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

(事故発生時の対応)

第 28 条 事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合

は、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第 29 条 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第 30 条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- 一 訪問看護計画書
- 二 訪問看護報告書
- 三 訪問看護指示書
- 四 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 五 市町村への通知に係る記録
- 六 苦情の内容等の記録
- 七 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他)

第 31 条 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は株式会社シェーネアルトと事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則 この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。